

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聴取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分分配慮すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

	平成四年四月十六日
衆議院議長	櫻内 義雄
参議院議長	長田 裕二殿
獣医師法の一部を改正する法律案	獣医師法の一部を改正する法律案
獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。	目次中「第十六条」を「第十六条の五」に、「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。
第一条を次のように改める。	

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによりて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

第一条の次に次の二条を加える。

(定義)

第一条の二 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

第五条第一項中「獸医師免許審議会の意見をき

会」を「歯医事審議会」に改める。

第五条第二項中「獣医師免許審議会の意見をきいて」を「獣医事審議会の意見を聴いて」に改める。
第八条第二項中「左の」を「次の」に、「獣医師免許審議会の意見をきいて」を「獣医事審議会の意見を聴いて」に改め、同項第一号中「第二十一条の届出」を「第二十二条の規定による届出」に改め、同

項第三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「きかれたときは、獣医師免許審議会」を「聽かれたときは、獣医事務審議会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

**第九条中「前六条」をこの章に、「の外」を「ほか」に、「省令」を「農林水産省令」に改める。
第十条中「家畜」を「飼育動物」に、「具有すべき」を「必要な」に改める。**

余[たゞ]、「あとに」を「下に」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、「獣医師國家試験」の下に「及び獣医師國家試験予備試験」を加える。

第十二条 中「左の二を次の二に改め、同条第二号中「獣医師免許審議会」を「獣医事務議会」に改め、
同条に次の一号を加える。

2 第十二条に次の一項を加える。
前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（同項第一号に該当する者を除く。）

であつて、獣医事務議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

第十四条中「獣医師国家試験」の下に「又は獣医師国家試験予備試験」を加え、「獣医師免許審議

なればならない

第十七条の見出し中「家畜診療業務」を「飼育動物診療業務」に改め、同条中「家畜」を「飼育動物」に、「めん羊」を「めん羊」に、「及び鶏をいう」を「鶏、うずらその他獸医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る」に改め

第十八条中「若しくは生物学的製剤」を「生物学的製剤その他の農林水産省令で定める医薬品」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条を削る。
第二十一条中「省令」を「農林水産省令」に改め、
同条を第二十二条とする。

「員」を「當該職員」に、「証票」を「證明書」に、「呈示」を「提示し」と改め、同条を第一二十一条とする。
第十九条の次に次の一条を加える。

(保健衛生の指導)
第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他の飼育動物に関する保健衛生の向上に

必要な事項の指導をしなければならない。
第二十三条を次のように改める。

第二十三条 この法律の規定に基き命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰

則に關する経済措置を仰む。)を定めるにいたる
ある。

官 報 (号 外)

「第五章 獣医師免許審議会」を「第五章 獣医事審議会」に改める。

第二十四条中「この法律」の下に「及び獣医療法母」を加え、「獣医師免許審議会」を「獣医事審議会」に改める。

(平成四年法律第二十一条) 第二十五条を次のように改める。

(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

第三条 獣医師免許審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

第三条 獣医師免許審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

第三条 獣医師免許審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

第三条 獣医師免許審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

第三条 獣医師免許審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

臣が任命する。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第三条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第三条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

会計予算に産業動物診療体制促進対策事業補助金約二千四百万円が計上されている。

附帯決議

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第三条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第三条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

提供するよう配慮すること。

三 獣医師の臨床技術の向上に資するための臨床研修制度の運営に当たっては、研修受入体制の充実、研修への参加の円滑な推進等に努めること。

と。また、多様化・高度化する獣医療関係の知識・技術の習得に資するよう産業動物獣医師の高度技術の研修体制の充実に努めること。

四 獣医師の診療対象飼育動物については、今後とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課題となつてゐる。

近年、獣医師及び獣医療をめぐる情勢は、畜産業の我が国農業の基幹的部門への成長、小動物飼育の増加、食品・医薬品等の安全性に対する国民意識の高まり、獣医療技術の発達等激しく変化し、獣医師及び獣医療に対する国民のニーズは、一層高度化・多様化している。その一方、農村においては、産業動物獣医師の確保の困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態となっている。

よつて、政府は、このような情勢に的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 産業動物獣医師を確保し、畜産業の振興に資するため、基本方針及び都道府県計画の策定に當たつては、畜産関係者及び獣医療関係者の意見を十分聴取するとともに、各地の実情に即するよう配慮すること。

二 産業動物獣医師の確保難の現状を踏まえ、産業動物獣医師が農村において円滑に獣医療を提供できる条件の整備・改善を図るとともに、獣医学教育の充実に努めること。なお、産業動物診療施設の整備のために新設される農林漁業金融公庫から融公庫資金については、産業動物獣医師による獣医療の提供の確保に資するよう適切な運営に努めること。

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聽取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されること。

六 消費者に対し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

五 衛生上、保健上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準については、開設者に過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

七 獣医師等が行う広告については、動物の飼育者保護の観点から、今後とも、誇大広告等によつて飼育者が選択を誤ることのないよう措置すること。

八 獣医事審議会については、臨床研修施設の指

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

平成四年五月十二日 参議院会議録第十四号 獣医師法の一部を改正する法律案外二件

獣医療法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

獣医療法案

(目的)

官号(外)

第一条 この法律は、飼育動物の診療施設の開設及び管理に関する事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第一条の二に規定する飼育動物をいう。

(診療施設の開設の届出)
第三条 診療施設を開設した者は(以下「開設者」という。)は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

(診療施設の構造設備の基準)
第四条 診療施設の構造設備は、農林水産省令で

定める基準に適合したものでなければならぬ。

(診療施設の管理)

第五条 開設者は、自ら獣医師であつてその診療施設を管理させなければならない。

2 前項の規定により診療施設を管理する者(以下「管理者」という。)が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。

(診療施設の使用制限命令等)

第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が

第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(往診診療者等への適用等)

第七条 往診のみによつて飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(以下「往診診療者等」という。)は、その開設の日から十日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

2 第五条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品(以下「診療用機器等」といふ。)を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合にお

いて、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」であるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、診療用機器等に関する前項において読み替えて準用する第五条第二項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(獣医療を提供する体制の整備のための基本方針)

第十一条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 獣医療の提供に関する基本的な方向

二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

四 診療施設その他獣医療に関する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要な事項

七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要な事項

九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

二十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

三十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

四十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

五十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

七十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

八十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

九十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百三十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百四十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百五十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百六十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百七十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十六 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十七 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十八 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百八十九 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百九十 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十一 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十二 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十三 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十四 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

一百二十五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

官 報 (号 外)

供する体制の整備を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

二 獣医師の確保に関する目標

三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

四 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項

3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に規定する事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(関係団体の協力)

第十二条 都道府県知事は、都道府県計画の達成に資するため必要があると認めるときは、獣医師が組織する団体、農業者が組織する団体その他団体に対し、獣医療の提供、研修の実施その他必要な協力を求めるものとする。(設備等の提供)

第十三条 開設者及び管理者は、都道府県計画の

達成に資するため、その診療施設の業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具をその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究又は研修のために利用されるよう努めるものとする。

(診療施設整備計画の認定)

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図らうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 診療施設の整備の目標

二 診療施設の整備の内容及び実施時期の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前三项に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関する必要な事項

一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関を融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第一号及び第三十六条第三号中「融通法」とあるのは「獣医療法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに獣医療法第十五条第一項」とする。

(基本方針等の達成のための援助)

第十六条 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の達成に資するため、開設者及び管理者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。(広告の制限)

第十七条 何人も、獣医師(獣医師以外の往診診療者等を含む。第二号を除き、以下の条において同じ。)又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経験に関する事項を広告してはならない。

一 獣医師又は診療施設の専門科名

二 獣医師の学位又は称号

3 第十八条 都道府県知事は、第六条又は第七条第三項の規定による命令をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者

七十六の二 獣医療法(平成四年法律第
号)の施行に関すること。

審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

農林水産委員長 永田 良雄
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における畜産及びこれを取
り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜体外受精
卵移植に関する規制について定めるとともに、
都道府県の家畜改良増殖計画に雌の家畜の利用
等に関する事項を追加すること等により、家畜
の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図る
うとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、農業を取り巻く情勢がますます厳しく
なつてゐる中で、家畜改良増殖の促進が、畜産経
営の体質強化と畜産物の安定供給を図る上で極め
て重要であることにかんがみ、本法の施行に當た
り、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。
一 我が国の家畜の能力をさらに向上させるた
め、各種施策を的確に推進し、受精卵移植等の

新しい技術を家畜改良増殖に十分活用するとと
もに、国、都道府県及び農業団体等の果たすそ
れぞの役割が有機的かつ効率的に機能するよ
う努めること。

併せて、新しい家畜改良増殖技術の実用化を
行う家畜改良センターについて、その機能を円
滑に發揮するため、引き続き努力すること。

二 家畜体内受精卵移植技術の一層の普及を図る
ため、採卵技術、凍結技術等の向上・普及に努
めるとともに、受卵牛の選定、人工哺育等につ
いて適切な指導に努めること。

三 家畜体外受精卵移植技術の定着を図るため、
受精卵の生産率を高める等の技術の向上・普及
に努めるとともに、屠体と卵巢との一体性の確
保、屠畜場における卵巢の採取の円滑化、卵巢
の衛生的な取り扱いの徹底等について万全を期す
こと。

四 家畜受精卵移植技術の普及の推進に際し、特
定の近接系統への集中等家畜改良への悪影響が
生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

五 家畜受精卵移植については、優良な雌畜の利
用等の促進を図るとともに、優良受精卵の利用
については、国内の需要に的確に対応し得るよ
う体制の整備に努めること。

六 獣医師及び家畜人工授精師の技術の向上を図
るため、研修体制の整備・充実に努めること。
右決議する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 横内 義雄

型を有するものの配置、利用及び更新に関する
事項

下「家畜卵巢」という。の採取の用に供する卵巢(以
て家畜の雌を含む。)で優良な血統、能力及び体
型を有するものの利用に関する事項

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「家畜受精卵移植」を「家畜体内
受精卵移植」に改め、同項を同条第四項とし、同
条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、家
畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植とい
う。

第三条に次の二項を加える。
4 この法律において「家畜体外受精卵移植」と
は、牛その他政令で定める家畜の雌又はそのと
は、牛その他政令で定める家畜から未受精卵を採取し、
及び処理し、体外授精(牛その他政令で定める
家畜の雌から採取され、及び処理された精液に
未受精卵を浸すこと)をいう。(以下同じ。)を行
い、並びにこれにより生じた受精卵を処理し、
及び雌に移植することをいう。

第五条の三第二項中「次に」と「次に」に改
め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、
同項第三号の各号に「次に」を「次に」に改
め、第五号を第七号とし、同項第四号中「前号」を「第
三号」に改め、「家畜人工授精施設」の下に「家畜
受精卵移植施設」を加え、同号を同項第六号とし、
同項第三号の次に次の二号を加える。

2 牛その他政令で定める家畜の雌は、当該家畜
の雌又はそのとたいから家畜卵巢を採取する者
の雌のに改め、同条に次の二項を加える。

3 同条の二の見出し中「家畜受精卵」を「家畜体内
受精卵等」に改め、同条中「省令」を「農林水産省
令」に、「でなければ、家畜受精卵移植の用に供す
る受精卵(以下「家畜受精卵」という。)」を「(次項に
おいて「診断書交付家畜」という。)でなければ、家
畜体内受精卵」に、「家畜受精卵の」を「家畜体内受
精卵の」に改め、同条に次の二項を加える。

4 牛その他政令で定める家畜の雌は、当該家畜
の雌又はそのとたいから家畜卵巢を採取する者
において、当該家畜の雌が診断書交付家畜であ
ることを確認しなければ、当該家畜の雌又はそ
のとたいを家畜卵巢の採取の用に供してはなら
ない。ただし、学術研究のため家畜卵巢の採取
の用に供する場合その他農林水産省令で定める
場合は、この限りでない。

官 報 (号 外)

り、その卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外授精を行つた後、検査し、容器に收め、かつ、封を施したものである。

第十四条第二項第一号を次のように改める。

第十四条第三項中「省令」を「農林水産省令」に、
「又は雌の」を「雌の」に改め、「若しくは」の下に
「これを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家
畜に」を加え、「及び第十二条の二第二項ただし
書」を「並びに第十二条の二第四項ただし書及び第
五項ただし書」に改める。

第十五条 家畜受精卵移植を一家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植に改める。

「農林水産省令」を「畜産法」に改め、「畜産法」に「家畜体内受精移植」を「家畜体内受精卵移植」と改め、「家畜体内受精移植及び家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植」を「家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植」に改め、同条第三項中「又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植」を「家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植」に改め、同条第四項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十二条第二項中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」若しくは「家畜体外受精卵」に、「若しくは移植」を「移植（家畜体内受精卵の移植を含む。）」の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植」に改め、同条第四項中「省令」を

第二十五条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十八条中「家畜受精卵の処理」を「家畜体内受精卵の処理」に改める。
第三十二条中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改める。
四項に、「及び家畜受精卵証明書」同条第六項に、「家畜体内受精卵証明書」及び「家畜体内受精卵証明書」及び「家畜体内受精卵証明書」に、「及び受精卵採取に関する証明書」を「体内受精卵移植証明書」を「体内受精卵移植証明書」に、「体内受精卵採取に関する証明書」及び「外受精卵生産に関する証明書」に、「移植証明書」を「体内受精卵移植証明書」を「体内受精卵移植証明書」に、「省令」を「農林水産省令」に改める。
第三十二条の二第一項中「行なう」を「行おう」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第七項に改める。
第三十五条第一項中「精液」の下に「、家畜卵巢、家畜未受精卵」を加える。
第三十八条中「五十万円」を「百万円」に改める。
第三十九条中「第十三条第三項、第十四条第一項、第二項若しくは第三項」を「第十三条第四項、第十四条第一項」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。
第四十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第七項に改め、同条第四号中「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同条第七項に改める。
第四十一条中「二万円」を「十万円」に改める。

施行する。ただし、第十六条第二項及び第四項の改正規定（家畜体外受精卵移植に関する講習会及びその修業試験に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

〔永田良雄君答弁、拍手〕
○永田良雄君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(経過措置)

まず、獣医師法の一部を改正する法律案は、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達等に資するため、獣医師の任務を明確化する等の措置

法(以下「新法」という。)第十六条第三項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植(家畜体外受精卵の移植を含む。)の業務を行うことができる家畜人工授精師とみなす。

一 この法律の施行の際現に改正前の家畜改良

資するため、獣医師の任務を明確化する等の措置を講じようとするものであります。

増殖法(以下「旧法」という。)第十六条第三項の規定により家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務を行うことができる家畜人工授精師

一 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案は、家畜改良増殖の一層の促進を図るため、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

項の規定により家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格している者であつて家畜人工授精師の免許が与えられていないものに対ししてこの法律の施行後家畜人工授精師の免許が与

を講じようとするものであります。委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、我が国の畜産業の将来展望、産業動物監視医師不足の現状と対策、動物用医薬品の適正使用、

えられたときは、その者

家畜体外受精卵移植技術の開発等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知

り添付され、又は交付されている家畜人工授精用精液証明書、家畜受精卵証明書、受精卵採取に関する証明書又は移植証明書は、それぞれ新法の規定により添付され、又は交付された家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明

質疑終局の後、まず獣医師法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

書、体内受精卵採取に関する証明書又は体内受精卵移植証明書とみなす。

次に、獣医療法案について、日本共産党を代表して林委員より修正案が提出され、採決の結果、

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決

卷之三

定いたしました。

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより三案を一括して採決いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よって、三案は全会一致をもつて可決されました。

官 報 (号 外)

平成四年五月十二日

商工委員長 岩本 政光

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における金属鉱業等をめぐる経済的・社会的情勢にかんがみ、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を新設して鉱害防止事業の実施体制を整備する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

○議長(長田裕二君) 日程第四 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆議院提出)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

三 鉱業権者の鉱害防止事業基金への拠出開始時期については鉱業権者の自主性を尊重するとともに、その資金調達の円滑化に十分配慮すること。

四 金属鉱業事業団において行われている坑廃水処理コストの低減化技術の研究開発等坑廃水処理技術に関する研究開発を積極的に推進すること。

目次	題名の次に次の日次及び章名を付する。
第一章 総則(第一条～第三条)	第三章 鉱害防止積立金(第七条～第十一条)
第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画(第四条)	第四章 鉱害防止事業基金
第三節 第一節 鉱害防止事業基金(第十二条～第十一条)	第五節 第二節 指定鉱害防止事業機関(第十六条～第十三条)
第六章 鉱害防止事業機関の整備(第三十三条～第三十四条)	第七章 雑則(第三十五条～第三十九条)
第八章 罰則(第四十条～第四十五条)	第九章 附則

第一章 総則	第一条中「確実な」を「確実かつ永続的な」に、「鉱害防止積立金」を「使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金」に改め、「について」の下に「鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて」を加える。
第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画	第二条に次の二項を加える。
第三章 鉱害防止積立金	5 この法律において「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、その使用を終了したものをつけた。
第四章 鉱害防止事業基金	6 この法律において「指定特定施設」とは、採掘権者又は粗鉱権者(鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者又は粗鉱権者とみなされる者を含む。第七条第一項、第十条第一項、第三十三条第一項及び第三十四条を除き、以下同じ。)が同法第四条の規定により施設を講じなければならぬものとされる使用済特定施設の

一 休廻止鉱山における坑廃水処理事業の確実かつ永続的な実施のため、国の補助金等所要資金の確保を努めること。

二 鉱業権者に対する鉱害防止事業基金への拠出額の算定に当たっては、鉱業権者の責任の範囲を明確にした上で、的確な算定方式に基づいて指定特定施設との坑廃水処理費用低減対策工事の実施状況等を十分考慮し、鉱業権者に過重な負担を課すことのないよう配慮すること。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

第三十三条第一項及び第三十四条を除き、以下同じ。が同法第四条の規定により施設を講じなければならぬものとされる使用済特定施設の

正する法律

金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

の通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合

する。

理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一條第一項第二号中「第五条第三項」の下に
「から第五項まで」を加え、同条を第三十三条とする。

第四章 鉻害防止事業基金等

第一節 錄害防止事業基金

鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に委任することができる。

第十三条第二項を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 雜則

準用

第三十五条 金属鉱業事業法（昭和三十八年法律第七十八号）第二十条の九の規定は、第十二

条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により鉱害防止事業基金に提出し

場合において、同法第二十条の九第一項中「前

第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）と、同条第一項から第三項まで

の規定中「納付義務者」とあるのは採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)と読み替えるものとする。

規定期は前条の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第百八十一条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用

3 金属鉱業事業団は、第一項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関から支払の請求を受けたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該鉱害防止業務を実施するため必要な費用を支払うものとする。

4 鉱山保安法の規定は、第一項に規定する採掘権者又は粗鉱権者の指定特定施設について同項の規定により指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施しているときは、その実施している鉱害防止業務の範囲において、その指定特定施設については、適用しない。

(採掘権者又は粗鉱権者の不存在)

第十四条 前条第一項に規定する採掘権者又は粗鉱権者が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その鉱害防止業務を実施していた指定鉱害防止事業機関が当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3 第一項の規定により鉱害防止事業を実施する指定鉱害防止事業機関は、第五条第五項に規定する事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたとき、その他特に必要があると認めるときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画を変更することができる。

この場合において、当該指定鉱害防止事業機関は、通商産業省令で定めるところにより、これ

を鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

4 第五条第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第五項の規定は当該届出に係る

鉱害防止事業計画について適用する。

5 採掘権者又は租鉱権者が存しなくなった場合であつて、当該採掘権者又は租鉱権者が第十二条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了していないときは、当該採掘権者又は租鉱権者の鉱害防止事業基金への拠出は、当該採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときに終了したものとみなして、前条第一項から第三項まで及び前各項の規定を適用する。この場合において、第一項中「その鉱害防止業務を実施していた指定鉱害防止事業機関」とあるのは、「通商産業省令で定めるところにより、指定鉱害防止事業機関」とする。

(通商産業省令への委任) 第十五条 この節に規定するもののほか、鉱害防止事業基金への拠出並びに鉱害防止業務及び鉱害防止事業の実施に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第二節 指定鉱害防止事業機関

(指定) 第十六条 第十三条第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害防止業務を行おうとする者の申請により行う。

(次格条件)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第十三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法又は

これらの法律に基づく命令の規定に違反され、その取消しの日から二年を経過しない者罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条の規定により指定を取り消さ

れ、その取消しの日から二年を経過しない者

かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十一条の規定による命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

(指定の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十六条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条の規定により設立された法人であつて、

その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公

正な遂行に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

三 鉱害防止業務以外の業務を行つているときは

は、その業務を行うことによつて鉱害防止業務が不公正になるおそれがないものであるこ

と。

四 その指定をすることによつて鉱害防止業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとなる

(鉱害防止業務の実施義務)

第十九条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大

臣から鉱害防止業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その鉱害防止業務を行わなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第二十条 指定鉱害防止事業機関は、その名称又は鉱害防止業務を行う事務所若しくは事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十一条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

(業務規程)

第二十二条 指定鉱害防止事業機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

第二十三条 指定鉱害防止事業機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十五条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関の役員が、この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、その役員を解任すべき

ことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防

止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十

度法律第四十五号)その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止

事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

た後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び支拂算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支予算を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第三十二条 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度開始前に(第十三条第一項の指定を受けた日

の属する事業年度にあつては、その指定を受け

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十三条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。
(帳簿の記載)

第二十九条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十二条の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定鉱害防止事業機関の指定を取り消したとき、同条の規定により指定鉱害防止事業機関に対し鉱害防止業務

の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定鉱害防止事業機関が天災その他の事由により鉱害防止業務の全部若しくは一部を実施することができない場合において必要があると認められるときは、当該鉱害防止業務の全部又は一部を金属鉱業事業団、他の指定鉱害防止事業機関その他の通商産業省令で定める者のうち、その指定するもの(以下「金属鉱業事業団等」といいう)に行わせるものとする。

2 第二十三条第二項から第四項まで及び第十四条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により鉱害防止業務を実施する金属鉱業事業団等について準用する。

3 金属鉱業事業団等が第一項の規定により鉱害防止業務の全部又は一部を行う場合における鉱害防止業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第二十一条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条第一項又は前条第一項の指定をしたとき。

二 第二十条の規定による届出があつたとき。

三 第十二条の許可をしたとき。

四 第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 前項の届出は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十一条 この法律の施行前に改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による届出をした者は、改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第一条 この法律の施行前に改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による届出をした者は、改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五条第一項の規定による届出をした場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に行わたった旧法第十二条の規定による命令及び旧法第十三条の規定による取消しについては、なお従前の例による。

(第五章 監督 第五章監督)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前に改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による届出をした者は、改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五条第一項の規定による届出をした場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第六条 金属鉱業事業団法の一部改正)

第六条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

第十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三条规定第三項(同法第十四条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払

2 新法第三十三条、第三十四条及び第三十七条の規定は、前項の規定により金銭を積み立てなければならない者について準用する。

第三十一条 第十八条第三項中「第一項第十七号」を「第一項第十八号」に改める。

官 報 (号外)

第二十三条の二中「に係る経理」の下に「、第十八条第一項第十四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。）に係る経理」を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。

4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額（第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額）を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替える。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六条の二第一項の鉛害防止事業基金に組み入れることができる。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（鉛害防止事業基金）

第二十六条の二 事業団は、第十五号業務に関する業務を含む。）に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。）に係る経理」を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。

4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額（第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額）を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替える。

第三十四条第四号中「余裕金」の下に「を運用し、又は第二十六条の二第一項において準用する第二十六条の規定に違反して鉛害防止事業基

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

履行を公正にして、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るために、募集の届出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 櫻内 義雄

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成四年四月二十四日
参議院議長 長田 裕二殿

の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行ふ者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいう。

3 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4 この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧説をして、若しくは勧説をさせること又は

会員契約の締結すること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいふ者をいう。

5 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約に基づく会員契約の締結の代理又は媒介を行ふ者をいう。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

（募集の届出）

5 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

（会員制事業者）

3 この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行ふ者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいう。

4 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

5 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約に基づく会員契約の締結の代理又は媒介を行ふ者をいう。

6 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

（会員の権利）

3 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約に基づく会員契約の締結の代理又は媒介を行ふ者をいう。

5 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

（会員の義務）

3 この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4 この法律において「会員契約代行者」とは、会員契約に基づく会員契約の締結の代理又は媒介を行ふ者をいう。

5 この法律において「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「提出金」という。）のうち会員制事業者が会員に

対して将来返還することを約したものという。

ハ 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該

権原の内容
二 その他通商産業省令で定める事項

二 会員契約に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 指定役務の内容

当該施設についての計画に関する事項で通常の指定役務に係る施設の開設時期その他の商産業省令で定めるもの

ハ 会員の数についての計画

二 提出金の種類及び額

ホ 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置

ト 会員契約の変更に関する事項

ト 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他の会員契約の解除に関する事項

チ 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
リ 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容
ヌ その他通商産業省令で定める事項

2 前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときには、適用しない。ただし、会員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更について通商産業省令で定めるものについて

更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

(会員契約の締結時期の制限)
第四条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、会員制事業者が政令で定める者との間において、政令で定めるところにより、当該施設が開設されないこととなつた場合において会員制事業者が会員に対して行うべき提出金の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金銭の会員に対する支払を担保する契約(以下「保証委託契約」という。)を締結した後(当該施設の開設に係る工事に關し、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものが必要である場合にあっては、当該処分があった後に限る。)に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る会員契約の締結をするときは、この限りでない。

(書面の交付)

第五条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結(会員契約の締結の媒介を含む。)をしようとするときは、顧客に対し、当該会員契約が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 会員契約の内容及びその履行に関する事項

の当該会員契約の概要
二 会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの
2 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約をしたときは、会員に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 指定役務の内容及び提供時期
二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商

業省令で定めるもの

三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原

五 提出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

四 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数

五 提出金の種類、額並びに支払の時期及び方法

六 会員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金銭を会員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容

七 会員契約の変更に関する事項
八 会員制事業者が会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他の会員契約の解除に関する事項(第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

九 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

(会員契約の締結又は更新についての勧誘等)
第七条 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をする際に、会員契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

る定めがあるときは、その内容

十 会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

十一 保証委託契約を締結している場合における表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

八 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画その他の会員契約に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

十一 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商

産業省令で定めるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、会員契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商

2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員契約に関する事項であつて、会員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 会員制事業者又は会員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 戚迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解除を妨げること。

二 会員契約に基づく債務又は会員契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、会員契約に関する行為であつて、顧客又は会員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

(書類の閲覧)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした会員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該会員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、会員契約に関する業務を行う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(指針)

第十条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から前までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めると認めた場合は、会員契約代行者に該当するときは、その旨を公表しなければならない。

3 会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の会員契約の解除は、当該会員契約の解除を行つ旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 会員制事業者は、第一項の会員契約の解除があった場合には、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、

員契約代行者に對し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に關し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止止等)

第十一條 主務大臣は、会員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めると認めたときは、その会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないと認めると認められたときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で会員に不利なものは、無効とする。

(会員制事業協会)

第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。

(改善命令)

第十五条 主務大臣は、会員制事業協会の前条に規定する業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、会員制事業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、会員制事業協会が前条の規定による命令に違反したときは、第十三条第一項の規定による指定を取り消すことができ

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に對し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること

他の法令の規定を遵守させるための会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

一 会員制事業に關し、契約内容の適正化その他会員の保護を図るために必要な会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

二 会員制事業に關し、契約内容の適正化その他会員の保護を図るために必要な会員制事業者に対する指導、勧告その他の業務

三 会員制事業の業務に關する会員等からの苦情の解決

四 預託金等に係る会員制事業者の債務の保証

五 会員制事業に關する広報その他会員制事業協会の目的を達成するため必要な業務

六 会員制事業協会の名稱、住所及び事務所の所在地並びに當該指定に係る会員制事業の種類を公示しなければならない。

七 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

八 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

九 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十一 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十二 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十三 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十四 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十五 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十六 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十七 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十八 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

十九 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

二十 会員制事業協会は、その名稱、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

官報(号外)

2 主務大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(適用除外)

第十九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

2 この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しない。

3 この法律の規定は、国又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該会員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができること。

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者

二 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に会員制事業者が行う募集についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

四 第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認する

させるような表示をした者

五 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覧させた者

六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

〔岩本政光君登壇、拍手〕

○岩本政光君 ただいま議題となりました両法律につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、金属鉱山等の鉱害防止対策の現状にかんがみ、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、汚染者負担の原則にのっとり確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確保するとともに、所要の実施体制の整備を図るため鉱害防止事業基金及び指定鉱害防正事業機関制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害防止事業基金への拠出金の算定、指定鉱害防止事業機関の運営のあり方、坑廃水処理技術の研究開発の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

た施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

2 第四条の規定は、この法律の公布の日前に会員契約の締結があつた施設に係る会員契約の締結については、適用しない。

3 第四条 第五条第二項及び第十二条の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

4 第六条 第七条第一項の規定は、この法律の施行前に締結された会員契約については、適用しない。

次に、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案は、衆議院商工委員長提出によるものでありまして、その主な内容は、ゴルフ場等の会員契約の現状にかんがみ、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図るために、募集の届け出、会員契約の締結時期の制限、会員契約の内容等に関する書面の交付、会員制事業協会の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、会員の利益の保護、預託金の保証措置及び適正な運用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第六 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大木浩君。

審査報告書

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年五月十二日

文教委員長 大木 浩

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の準備費及び運営費に充てる行ができるものとするほか、国家公務員・地方公務員が財團法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会に派遣された場合における、国家公務員の退職手当の算定の特例及び国家公務員・地方公務員の共済年金等の長期給付に関する規定の適用の特例等について定めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(長田裕二君) 日程第六 長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

附帯決議

政府及び関係者は、スポーツを通じた国際的な相互理解と世界平和に貢献するオリンピックの重要性にかんがみ、次の事項について特段に配慮す

ます、委員長の報告を求めます。文教委員長大木浩君。

べきである。

一、長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

及び運営に資するため、國による援助その他の効果的な支援に最大限の努力をするとともに、競技施設等の整備に当たつては、自然環境の保護に万全の措置を講ずること。

二、スポーツの振興を図るためにには、その裾野の拡大とともに国際的競技力の向上が重要であることにかんがみ、生涯スポーツはもとより、競技スポーツについても、財政その他の支援に努めること。

三、競技スポーツの在り方及び行政の関与の在り方について、オリンピックの商業化が指摘されることなど、競技スポーツをめぐる環境の変化をも踏まえつつ、総合的かつ継続的な研究に努めること。

四、日本体育協会や各競技スポーツ連盟が、スボーツを愛好する国民を広範に組織する団体であることとにかんがみ、その運営や役員選考等に当たつては、国民各層の意見が反映できるよう配慮すること。

右決議する。

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

参議院議長 長田 裕二殿

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(趣旨)

第一條 この法律は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会(以下「大会」といいう。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののか、財團法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(組織委員会の職員に係る退職手当の特例等)

第三条 組織委員会の職員(常時勤務に服するところを要しない者を除く。次項において同じ。)は、

国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

第四条 組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公

務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)第一百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員

とみなして、それぞれ国家公務員等共済組合法

第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法
第百四十二条の規定を適用する。

3. 裁判委員会の理事、監事及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○大木浩君 「大木浩君登壇、拍手」

この法律は、公布の日から施行する。
つづいて、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○大木浩君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○大木浩君 本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の準備費及び運営に資するものとして寄附金つき郵便はがき等の発行ができるものとするほか、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会に国家公務員及び地方公務員が派遣された場合における共済年金等の長期給付に関する規定の適用等について特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピックの理念と長野大会のあり方、大会競技施設整備についての国助成の強化と自然保護の必要性、オリンピック選手の養成のあり方、国立スポーツ科学センターの設置とその内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

なお、四項日の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本日はこれにて散会いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

た。

○議長(長田裕二君) 午前十時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	常松	猪熊	針生	真島	小野	白浜	木宮	鶴岡	下村	高橋	星野	成瀬	寺崎	長田	副議長	議長	議員
	克安君	猪木	雄吉君	一男君	清子君	重三君	道子君	賢次君	昭久君	裕二君	朋市君	守重君	昭久君	裕二君	小山	長田	裕二君

議員	常松	猪熊	針生	真島	小野	白浜	木宮	鶴岡	下村	高橋	星野	成瀬	寺崎	長田	副議長	議長	議員
	克安君	猪木	雄吉君	一男君	清子君	重三君	道子君	賢次君	昭久君	裕二君	朋市君	守重君	昭久君	裕二君	小山	長田	裕二君

和田	教美君	井上	計君	山田	勇君	西田	吉宏君	西田	吉宏君	西田	吉宏君	西田	吉宏君	西田	吉宏君	西田	吉宏君	
板垣	正君	黒柳	明君	前田	勲男君	原健太郎君	昭範君	原健太郎君	昭範君	原健太郎君	昭範君	原健太郎君	昭範君	原健太郎君	昭範君	原健太郎君	昭範君	
三木	忠雄君	田中	正巳君	土屋	義彦君	大島	慶久君	野村	五男君	大島	慶久君	野村	五男君	大島	慶久君	野村	五男君	
高菜	栄松君	加藤	武徳君	土屋	義彦君	青木	幹雄君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君	
三木	忠雄君	中西	珠子君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	大島	慶久君	野村	五男君	大島	慶久君	野村	五男君	
田中	正巳君	珠子君	加藤	武徳君	土屋	義彦君	青木	幹雄君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君	
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
三木	忠雄君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
田中	正巳君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
土屋	義彦君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島	慶久君	前島英三郎君	木庭健太郎君	土屋	義彦君	前島英三郎君	木庭健太郎君
高菜	栄松君	狩野	安君	土屋	義彦君	大島	慶久君	田辺	哲夫君	中曾根弘文君	大島</td							

同日内閣総理大臣臨時代理から講長宛、同日外務省情報調査局長鈴木勝也君の第百二十三回国会政

府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあつた次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長事務代理から講長宛、外務省情報調査局長事務代理七尾清彦君（同日議長承認）を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣臨時代理から講長宛、外務省情報調査局長事務代理七尾清彦君（同日議長承認）を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員 詞任 担当

木暮 山人君 石川 弘君 谷本 魁君 国弘 正雄君

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

詞任

補欠

国際平和協力等に関する特別委員

詞任

補欠

内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理阿部知之君

内閣官房内閣外政審議室長事務代理阿部知之君

大蔵委員

詞任

補欠

内閣官房内閣外政審議室長事務代理阿部知之君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号) 法務委員会に付託
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第三三号) 労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)(衆第一〇号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

獣医師法の一部を改正する法律案(閣法第四四号) 審査報告書

獸医療法案(閣法第四五号) 審査報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 審査報告書

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三一号) 審査報告書

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(衆第九号) 審査報告書

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

第六二号) 審査報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記

裁判官彈劾裁判所裁判員

左藤 恵君 (高鳥修君の補欠)

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝

太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく平成三年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

第十三号中正誤

ハシ	段行	誤	正
二	一九	通商国	通商
三	二	から	このたの

このため

官 報 (号外)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成四年五月十二日 参議院会議録第十四号

発行所
〒105 東京都港区
虎門二丁目一番四番
大藏省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価
(税込)
一本一
三円